

# スノースポーツ安全基準

1989(平成 元)年 6月 29 日 制定  
1994(平成 6)年 8月 29 日 改定  
2013(平成 25)年 10月 23 日 改定

全国スキー安全対策協議会

\*\*\*\*\*

## 目 次

\*\*\*\*\*

はじめに

### 第1章 スノースポーツに内在する危険

#### 第2章 スキーヤーの責務

- 1 滑走にあたって
- 2 リフト搭乗にあたって
- 3 標識・指示の遵守
- 4 禁止行為
- 5 徐行義務
- 6 滑走時の義務
- 7 スノーパーク利用上の義務
- 8 引率者・指導者の責務
- 9 受講者の責務
- 10 子供の保護者・付添人の責務
- 11 競技者
- 12 救助義務
- 13 捜索費用の負担
- 14 ヘルメット・帽子の着用
- 15 保険加入の勧め

#### 第3章 スキー場管理者の責務

- 1 スキー場の管理
- 2 情報の提供
- 3 注意事項の掲示
- 4 スノーパークの管理
- 5 危険物の表示
- 6 雪上車両の運行
- 7 雪崩の管理
- 8 秩序の維持
- 9 事故原因の調査
- 10 スキー場管理者の安全対策の限界

#### 第4章 その他

- 1 安全な用具の提供
- 2 環境保全
- 3 障がい者などへの配慮

## 附 則

## 註 記

\*\*\*\*\*

## はじめに

\*\*\*\*\*

この基準は、スキー場におけるスキーヤー(註1)およびスキー場管理者(註2)が守るべき統一的なルールを定め、両者にその遵守を強く求めることによってスキー事故の発生を未然に防止し、スノースポーツ(註1)の健全な発展に寄与することを目的とする。

スノースポーツは、誰でも好きなところを自由に滑ることのできるスポーツであるが、必然的に危険を伴う。スキーヤーは自己の責任のもとで滑らなければならない。

公共の場であるスキー場を滑る場合、スキーヤーはこの基準に定めるルールを遵守して行動するとともに、他のスキーヤーを尊重しなければならない。

この基準は、国際スキー連盟が定めた「スキーヤーとスノーボーダーの行動規範」(以下「FISルール」という)(註3)と一体をなすものとして解釈・運用される。

この基準は、事故が発生した際のスキーヤーおよびスキー場管理者の責任の有無と軽重を判断する基準となる。

スキー場管理者およびスキー場関係者は、この基準にもとづいてスキーヤーの安全確保に努めるとともに、この基準の普及と啓発に努め、安全なスキー場の環境づくりに貢献されたい。

\*\*\*\*\*

## 第1章 スノースポーツに内在する危険

\*\*\*\*\*

スノースポーツには内在する以下の危険(註4)(註5)がある。

- ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候にともなう危険  
ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)を含む
- ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
- ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険  
ツリーウェル(樹木の傍に空いた深い穴)、ツリーホール(春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面)なども含む
- ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
- ⑥ 雪上車両との衝突の危険
- ⑦ スノーパークの利用にともなう危険
- ⑧ スキーヤーのスピードの出し過ぎによる危険
- ⑨ 自己転倒による危険
- ⑩ 他のスキーヤーとの衝突による危険
- ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険

\*\*\*\*\*

## 第2章 スキーヤーの責務

\*\*\*\*\*

### 1 滑走にあたって

- (1) スキーヤーはスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走しなければならない。
- (2) スキーヤーは常に視界のおよぶ範囲内で動き、いつでも止まつたり曲がつたりできなければならぬ。
- (註3) スキーヤーがこのような滑走をしていれば、衝突事故のほとんどは防止できる。

### 2 リフト搭乗にあたって

- (1) リフト搭乗者とは、リフトに搭乗しているスキーヤーだけではなく、搭乗するために待機しているスキーヤーや搭乗し終えたばかりのスキーヤーを含む。
- (2) リフト搭乗者は、掲示板の注意書(註6)を読み、これに従って搭乗しなければならない。搭乗に不安を感じるスキーヤーは、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得なければならない。

### 3 標識・指示の遵守

スキーヤーは、スキー場にある標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告、パトロール等スキー場係員の指示に従って行動しなければならない。

### 4 禁止行為

スキーヤーは以下の行為をしてはならない。

- ① コース外を滑走すること
- ② 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりすること
- ③ 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走すること
- ④ 他のスキーヤーの間近を滑走すること
- ⑤ 他のスキーヤーの滑走を妨げること
- ⑥ 圧雪車(ゲレンデ整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
- ⑦ リフトの運行を妨げること
- ⑧ 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑨ 長時間コース内で立ち止まつたり座り込んだりすること
- ⑩ その他、これらに類する行為

### 5 徐行義務

スキーヤーは、以下の状況の下では徐行しなければならない。

- ① 徐行の標識があるところ
- ② 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- ③ シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- ④ 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- ⑤ ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)のとき
- ⑥ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき
- ⑦ リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき
- ⑧ コースの合流地点やコースが狭いところ
- ⑨ コースの脇や末端に近づいたとき
- ⑩ リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- ⑪ コースが混雑しているとき
- ⑫ キッズエリア(子供用ゲレンデ)に近づいたとき
- ⑬ 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
- ⑭ その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

## 6 滑走時の義務

- (1) 滑り出し・流入・横断のときは、上方からのスキーヤーを優先させる。
- (2) 滑走中は前方のスキーヤーの動向を注視し、前方のスキーヤーとの間に安全な距離を保つ。
- (3) ゲレンデ内で立ち止まつたり、登り・降りをするときは、コースの端を利用する。
- (4) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両があるときは、その運行を優先させ、進路を空けて停止または徐行する。
- (5) スキーヤーは流した滑走具で他の人に危害を与えないよう用具に流れ止めをつける。
- (6) 深雪を滑走する際には、万が一雪に埋まった場合に呼吸の確保が出来るように予めストックの手皮から手を外しておく。また、ツリーウェルに落ち込まないよう大木の間近を滑走しない。

## 7 スノーパーク利用上の義務

スノーパークの滑走者は次のことを守らなければならない。

- (1) 掲示板などの注意書に従う。
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- (3) 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用する。

## 8 引率者・指導者の責務(註3)

- (1) 引率者・指導者とは、個人やグループまたは団体をスキー場に案内し、スキーヤーを指導・監督・介護する者をいう。
- (2) 引率者・指導者は、この基準に定めるルールを率先して守らなければならない。
- (3) 指導者は受講者に滑る技術を教えるだけでなく、この基準に定めるルールおよび安全に滑走する方法をも指導しなければならない。
- (4) 指導にあたっては天候や雪質・コースの状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、雪崩などの重大な危険に遭わせてはならない。

## 9 受講者の責務

- (1) 受講者はスキー場において他のスキーヤーに対して何の優先権も持たない。
- (2) 受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの基準が定めるルールを守って行動しなければならない。

## 10 子供の保護者・付添人の責務

- (1) 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせてはならない。
- (2) 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて教えなければならない。

## 11 競技者(註7)

- (1) 競技者とは、現に競技に参加しているスキーヤーだけでなく、競技に参加するために練習をしているスキーヤーや競技前の足慣らしをしているスキーヤーも含む。
- (2) 競技中の安全管理については、競技主催者が責任をもつ。

## 12 救助義務

- (1) 事故が起きた場合、全てのスキーヤーは事故者を援助しなければならない。
- (2) 事故の当事者および目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール員などスキー場係員に通報するとともに、怪我人の救助に協力しなければならない。
- (3) 事故の当事者および目撃者は、パトロール員などスキー場係員や当事者の求めに応じて、事故状況および氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない。

## 13 捜索費用の負担(註8)

スキーヤーがスキー場管理者の規制を無視してコース外や管理区域外に出て遭難したときは、スキーヤーは捜索および救助に要した費用を負担しなければならない。

14 ヘルメット・帽子の着用

スキーヤーはヘルメット・スキーキャップを着用することが望ましい。

15 保険加入の勧め

スキーヤーは事故に備えて、あらかじめ傷害保険等に加入しておくことが望ましい。

\*\*\*\*\*

### 第3章 スキー場管理者の責務

\*\*\*\*\*

#### 1 スキー場の管理

- (1) リフト・ゴンドラ等の索道施設の管理は、鉄道事業法および国土交通省作成の「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」(註9)にもとづいて索道事業者が行う。
- (2) ゲレンデの管理は、スキー場管理者が設置したスキー場安全対策委員会が行う。スキー場安全対策委員会が設置されていないスキー場においては、スキー場管理責任者が直接これにあたる。

#### 2 情報の提供

##### (1) スキー場マップの作成

スキー場管理者は、スキー場マップを作成し、いつでもスキーヤーに提供できる状態にしておく。  
スキー場マップには次の事項を掲載する。

###### ① スキーヤーに対する注意事項

- i このスキー場でスキーをなさる方へ(告知)(註 10)
- ii スキー場の行動規則(註 11)
- iii リフト利用時の注意(註6)
- iv スキー場独自の呼びかけ

###### ② スキー場境界線と立ち入り禁止区域

###### ③ リフト券発売所、スキースクール受付

###### ④ コースおよびリフト・ゴンドラ

###### ⑤ コースの難易度(初級=緑、中級=赤、上級=黒)

###### ⑥ パトロール詰所と電話番号

###### ⑦ トイレ、レストラン、休憩所

###### ⑧ その他

- (2) スキー場管理者は、コースの閉鎖・気象警報の発令・雪崩発生の危険など、ゲレンデコンディションが異常な状況にあるときには、掲示・場内放送等を通じていち早くスキーヤーに情報を伝えるとともに必要な措置を講じなければならない。

#### 3 注意事項の掲示

スキー場管理者は、本基準第3章2(1)①に掲げる事項について、スキー場内にあるリフト券発売所、スキースクール受付、スキーヤーが最初に乗るリフト乗り場に掲示しなければならない。

#### 4 スノーパークの管理

- (1) スノーパークは、ロープ・ネットなどを用いて一般のコースと区別する。
- (2) スノーパークの区域は、ゲレンデマップに明示する。
- (3) スノーパーク入口付近あるいはスノーパーク内に、利用にあたっての注意書を掲示する。

#### 5 危険物の表示(註 12)

- (1) 通常の視界条件(日中、場合によっては夜間でも降雨・降雪のない天候状態)のもとで30m手前から視認しにくい障害物があるときは、コース内またはコースに隣接する箇所に「危険」、「SLOW」、「SPEED DOWN」等の表示をして、スキーヤーに注意を促さなければならない。
- (2) スキー場管理者は、スキーヤーが前項の障害物に衝突して大きな事故となるおそれがあるときには、障害物にマット等の緩衝具を取り付けなければならない。

#### 6 雪上車両の運行

- (1) 雪上車両とは、圧雪車(ゲレンデ整備車)・雪上車・スノーモービルその他雪上を走行する車両をいう。
- (2) 雪上車両の運行は、一般財団法人日本鋼索交通協会・全国スキー安全対策協議会が定める「雪上車両の安全運転マニュアル」(註 13)に従って行う。

### (3) 圧雪車

#### ① 圧雪車の装備

- i ヘッドライト
- ii テールランプ
- iii 警音器
- iv 回転警告灯

#### ② 圧雪車の運行

圧雪車(ゲレンデ整備車)を運行するときは、前項の装備をすべて点灯・作動させる。ただし、コースを閉鎖しているときや夜間その他の場合で、警音がなくても十分に安全が確保できると判断されるときは、警音器の作動を省略することができる。

#### ③ 救急活動・コース整備などスキー場の管理上やむを得ないときを除き、原則として営業時間外に運行する。スキー場管理者は、状況に応じて次の措置をとる。

- i 場内放送などを通じてスキーヤーに雪上車両の運行を知らせる
- ii コースの閉鎖
- iii 誘導員の配置
- iv その他

## 7 雪崩の管理

- (1) スキー場管理者は、コース内に雪崩の危険が及ぶと判断したときは、直ちにコースの全部または一部を閉鎖し、スキーヤーを安全な場所に誘導しなければならない。
- (2) スキー場管理者は、雪崩が発生したときに迅速な救助活動が展開できるよう必要な人員と装備を整えておかなければならぬ。

## 8 秩序の維持(註 14)

スキー場管理者は、スキーヤーが他人の迷惑となるような行為をし、注意されてもなお改めないときは、そのスキーヤーに対してスキー場からの退去を求めることができる。

## 9 事故原因の調査

- (1) 事故が発生したときは速やかに救護にあたる。
- (2) 事故の状況を記録し保管するとともに、関係者から求められたときにはこれを 提示しなければならない。
- (3) 重傷・死亡事故については、事故の原因を調査し、同種事故の再発防止に努める。

## 10 スキー場管理者の安全対策の限界

スキー事故裁判でスキーヤーがスキー場管理責任を問題とするとき、ほとんどの場合、民法第717条の「土地工作物の瑕疵」を問題としている。しかし、スキー場管理者がなすべき安全対策は、スキーヤーがこの基準で定めるルールを守って行動していることを前提とするものであるから、スキーヤーがルールを守らずに引き起こした事故についてスキー場管理者が責任を問われる理由はない。(註 15)

\*\*\*\*\*

#### 第4章 その他

\*\*\*\*\*

##### 1 安全な用具の提供

用具の製造事業者および提供者は、安全に機能する用具を常に提供するよう努めなければならない。

##### 2 環境保全(註3)

スノースポーツにかかわる団体・企業・個人は、自然環境の保全に努めなければならない。

##### 3 障がい者などへの配慮(註16)

スノースポーツにかかわる団体・企業・個人は、障がい者を含む全ての人が安全にスノースポーツを楽しむことが出来る環境を整えるように努めなければならない。

附則 この基準は、原則5年ごとに見直すものとする。

\*\*\*\*\*

## 註記

\*\*\*\*\*

### (註1) スノースポーツ、スキーヤー

スノースポーツとは、スキー・スノーボード・チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びの総称である。

スキーヤーとは、これらの活動を行うすべての者をいう。

### (註2) スキー場管理者

スキー場管理者とは、スキー場経営者、スキー場経営者からスキー場の維持・管理について委任された個人・法人・地方自治体・その他の団体をいう。

### (註3) 「スキーヤーとスノーボーダーの行動規範」とは次のものを指す。

「2002 FISルールと細則」

- I スキーヤーとスノーボーダーの行動規範
- II クロスカントリースキーヤーの行動規範
- III ウィンタースポーツセンターの安全ガイドライン
- IV スキーリフトおよびチェアリフトの安全確認
- V スキーヤーとスノーボーダーのためのFIS環境ルール

出典;「2002 FISルールと細則」

日本スキー教程安全編 P151-157

財団法人全日本スキー連盟（2010.12.1 発行）

#### I スキーヤーとスノーボーダーの行動規範(2002年版)

##### 1 他者の尊重

スキーヤーとスノーボーダーは他者を危険にさらしたり、損害を与えることのないように行動しなければならない。

##### 2 スピードとスキーのコントロール

スキーヤーとスノーボーダーはコントロールして滑らなければならない。斜面、雪質、天候の状況や自らの技術はもちろん、混み具合にも合わせたスピードと滑り方で滑らなければならない。

##### 3 滑走ルートの選択

後ろから滑ってくるスキーヤーとスノーボーダーは、前方を滑っているスキーヤーやスノーボーダーを危険にさらすことのない滑走ルートを選ばなければならない。

##### 4 追い越し

追い越されるスキーヤーやスノーボーダーが意識的にも、無意識的にも動けるスペースを残しておけるならば、スキーヤーやスノーボーダーは他のスキーヤーやスノーボーダーを上下左右から追い越すことができる。

##### 5 合流と滑走再開

指定コースに合流するスキーヤーとスノーボーダーや、停止した後に再度滑り始めるスキーヤーとスノーボーダーは、自分自身も他のスキーヤーやスノーボーダーも危険にさらすことなく合流できるように、滑走コースの上下を確認しなければならない。

##### 6 ピステでの停止

やむを得ない場合を除き、スキーヤーとスノーボーダーはピステ上の狭い場所や視界の悪い場所での停止を避けなければならない。そのような場所で転倒したときは、出来るだけ早くそこを立ち退き、ピステを空けなければならない。

##### 7 徒歩での登り降り

徒歩で登り降りする場合、スキーヤーやスノーボーダーは、ピステの端を歩かなければならない。

##### 8 シグナル(標識)やマーキングの順守

スキーヤーやスノーボーダーはシグナルやマーキングを守らなければならない。

## 9 援助

事故が起きた場合、すべてのスキーヤーやスノーボーダーはそれを援助しなければならない。

## 10 身元の確認

全スキーヤーとスノーボーダーおよび目撃者は、事故の責任の有無を問わず、氏名と連絡先を交換しなければならない。

### FISルールの一般的解説(2002年版)

他のすべてのスポーツと同様、スキーは必然的にリスクを伴うスポーツである。

FISルールは、責任感のある注意深いスキーヤーとスノーボーダーの理想的な行動規範として考えなければならない。これらのルールの目的は、ピステ上の事故の発生を防止することである。

FISルールはすべてのスキーヤーとスノーボーダーに適用される。スキーヤーとスノーボーダーには、これらのルールを熟知し、尊重する義務がある。この義務を果たさないスキーヤーとスノーボーダーは、事故発生時に民事・刑事責任を問われることもある。

- 規則1 スキーヤーとスノーボーダーは自身の行動だけでなく、自分が使用する欠陥のある用品についても責任を持つ。これは新たに開発された用品を使用するスキーヤーとスノーボーダーにも適用される。
- 規則2 衝突が起こる原因是、コントロールを失ってスピードの出し過ぎとなるか、他のスキーヤーとスノーボーダーが見えなかった場合がほとんどである。スキーヤーとスノーボーダーは、自分の意思で止まつたり曲がつたりできなければならぬ。また、自らの視界が及ぶ範囲内で動かなければならぬ。混み合っている場所や視界の悪い場所では、スピードを落とさなければならぬ。特に、急斜面の端、ピステ下部、スキーリフト周辺ではスピードを落とさなければならぬ。
- 規則3 スキーは誰でも好きな所を滑ることのできる自由なスポーツであるが、それにはスキーヤーとスノーボーダーがこれらのルールを遵守し、自らの技術や山の状況に合わせて滑ることが不可欠である。前方を滑るスキーヤーとスノーボーダーに優先権がある。後ろから同じ方向に向かって滑るスキーヤーとスノーボーダーは、前を滑るスキーヤーとスノーボーダーとの間に十分な距離を確保し、前方のスキーヤーとスノーボーダーが自由に動けるスペースを残しておかなければならぬ。
- 規則4 追い越しをするスキーヤーとスノーボーダーには、追い越される側のスキーヤーとスノーボーダーに不都合を与えないように追い越し動作を終える全責任がある。追い越し動作が完了するまで、追い越しをするスキーヤーとスノーボーダーにこの責任がある。このルールは、静止しているスキーヤーとスノーボーダーを追い越す場合にも適用される。
- 規則5 ピステへの合流や一度停止した後に滑り出すときが事故の原因となることは、これまでの経験から明らかである。このような状況にあるスキーヤーとスノーボーダーは、自分自身も他のスキーヤーとスノーボーダーも危険にさらさないよう、また他のスキーヤーとスノーボーダーに対して規則3(後から滑ってくるスキーヤーとスノーボーダーは、前方を滑っているスキーヤーとスノーボーダーを危険にさらすことのない滑走ルートを選ばなければならぬ)が適用される。
- 規則6 幅の広いピステ以外では、ピステの端で停止しなければならない。また、狭い場所や、上方から見えにくい場所で停止してはならない。
- 規則7 全体の流れに逆らった動きは、他のスキーヤーとスノーボーダーにとって思いがけない障害となる。また、足跡はピステを傷め、それがスキーヤーとスノーボーダーにとって危険となることもある。
- 規則8 ピステの難易度は、黒・赤・青・緑で色分け表示されている。スキーヤーとスノーボーダーは自分の滑りたいピステを自由に選ぶことができる。この他にもピステは、方向を示す標識や、危険箇所や閉鎖箇所の警告サインでマークされている。ピステの閉鎖や危険を示すサインは厳守しなければならない。このようなサインはスキーヤーとスノーボーダーのためにあることに気付くべきである。
- 規則9 事故が起きた場合、法的義務とは一切関係なく援助をすべきである。これは全スポーツマンにとって基本的な原則である。迅速な救急処置を施し、関係当局に警戒体制を求め、他のスキーヤーとスノーボーダーを用心させるために事故現場をマークすべきである。FISとして望むことは、スキーにおけるひき逃げ行為も路上でのひき逃げ事故と同様に扱われ、刑事責任を負うものとなることである。  
また、そのような法律がまだ施行されていない国においても、然るべき刑罰が加えられることを望む。
- 規則10 事故報告の作成にあたり、目撃者は大変重要である。従って目撃者としての情報提供は、責任ある人としての義務であると考えなければならない。レスキューサービスや警察の報告及び写真は、民事及び

刑事責任の裁定に大いに役立つものである。

## II クロスカントリースキーヤーの行動規範

### 1 他者の尊重

クロスカントリースキーヤーは、他者を危険にさらしたり、損害を与えることのないように行動しなければならない。

### 2 サイン・方向・走法の尊重

方向指示のあるコース(シュプール)では、コースを示すサインを守らなければならない。スキーヤーは定められた方向と走法に従って進む。

### 3 コース(シュプール)とトラックの選択

複数のトラックが整備されているクロスカントリーコースでは、スキーヤーは右側のトラックを選択すべきである。

グループのスキーヤーは、前を走るスキーヤーの右側のトラックを進まなければならない。自由滑走の場合、スキーヤーはコースの右側を進む。

### 4 追い越し

スキーヤーは他のスキーヤーを左右から追い越すことができる。前方のスキーヤーには後方から来るスキーヤーに道を譲る義務はないが、可能な場合はいつでも、より速いスキーヤーが追い越せるようにすべきである。

### 5 すれ違い

反対方向に進むスキーヤーがすれ違う場合、右側通行とする。下り方向のスキーヤーを優先とする。

### 6 ポール

他のスキーヤーがいる場合はいつでも、ポールができるだけ自分の身体のそばに引き寄せるよう努力する。

### 7 スピードコントロール

クロスカントリースキーヤーはいつでも、下り坂の場合は特に、自らの技術、斜面、視界、コースの混み具合にスピードを合わせる。前方のスキーヤーとの間に安全な距離を確保すべきである。衝突を避けるための最後の手段として、故意に転倒することも考えるべきである。

### 8 コース(シュプール)とトラックからの立ち退き停止

停止するスキーヤーは、コースから立ち退かなければならない。転倒した場合、直ちにコースを空けること。

### 9 事故

事故の場合は、皆が手助けすべきである。

### 10 身元の確認

事故においては、目撃者や当事者であるかを問わず、全員の身元を確認しなければならない。

## III ウィンタースポーツセンターの安全ガイドライン

### A 原則

ウィンタースポーツセンターにおける安全性の確保には、次の人々の協力が不可欠である。

- ・地方自治体・索道施設の責任組織
- ・スキースクールインストラクター、ガイド
- ・スキーヤーとスノーボーダー

### B センター運営組織

これらの組織は、次の点について責任を持つ。

- 1 ピステ及びツアーコースといった指定コース(marked runs)のレイアウト、メンテナンス、標識の設置。
- 2 安全設備の設置指定コース及び負傷者手当のための常設レスキューサービス。
- 3 ピステ及びスキールートのレイアウトや、難易度に関するスキーヤーとスノーボーダーへの情報提供、他にも天気予報の情報提供、特に雪崩の可能性についての警告も出さなければならない。

### C スキーエリア・ピステ・ツアーコース・オフピステ

ヨーロッパにおけるスキーエリアの概念は、指定コース／ピステを中心に発達してきた。

#### 1 指定ピステ(The marked piste)

- a) ピステは難易度別に分類し、低い方から順に、緑・青・赤・黒で色分けする。
- b) ピステ上のスキーヤーとスノーボーダーは、国内管理団体が承認する安全基準に従わなければならない。
- c) 雪崩の危険にさらされる地域にピステを設計してはならない。

- d) ピステは毎日『オープン』、『クローズ』しなければならない。
- e) ピステ全体はもちろん、ピステの境界部分にも、例外的かつ尋常でない危険地点があつてはならない。
- f) ピステのオープンからクローズまで常設レスキューサービスを準備しておかなければならない。
- g) エリア管理者が指定(マーク)されていないピステをオープンした場合や、そのようなピステを設計した場合であつても、スキーヤーとスノーボーダーは同じ安全基準に従わなければならない。

## 2 ツアーコース

- a) スキーヤーとスノーボーダーが思いがけない並外れた危険に遭う可能性のあるエリアにスキールートを設定すべきではない。
- b) スキールートの終了地点までマーキング(ルート指定)しておかなければならない。
- c) 雪崩の危険性については、リゾート内はもちろん、雪崩の際にはクローズすべきスキールートのスタート地点に向かうリフトの乗車駅にも表示すべきである。
- d) スキールートについては難易度別に分類しない。しかし、中級スキーヤーとスノーボーダーの能力を超えるような部分があれば、リゾート内のインフォメーションボードに表示しておかなければならない。
- e) スキールートの滑走は、スキーヤーとスノーボーダー自身もしくはインストラクターの自己責任において行う。

## 3 オフピステスキー

オフピステスキーの場合、天候、特に雪崩の危険性に関する情報提供はスキー場の義務であるが、それ以外の一切について、スキーヤーとスノーボーダー自身もしくはインストラクターやガイドの自己責任において行う。

## 4 スキー場からスキーヤーとスノーボーダーへの情報提供

インフォメーションボード・ピステマップ・パンフレットなど。

- a) ピステはその難易度別に色分けした連続ラインで表示する。
- b) スキールートは点線もしくは黄色かオレンジの連続ラインで表示する。

## 5 ピステの概念

ピステの概念ではなく、明確な境界線内のスキーエリアという概念の基にスキーを組織化している国においては、スキーエリア管理者がこのエリア内で予見できる危険からスキーヤーとスノーボーダーを保護しなければならない。スキーエリア管理者が予見できる危険度は、注意深いスキーヤーとスノーボーダーでも予見できない危険や、わかりにくい危険のことである。

## D 索道施設のオペレーター

### 1 ケーブルカー、山岳鉄道

これらの輸送施設に関し、乗客が積極的に関与する部分はないので、オペレーターは乗客に対して次の義務を果たさなければならない。乗車地点から到着地点まで、オペレーターの責任において乗客を安全に輸送する。

### 2 ドラッグリフト(牽引リフト)、チェアリフト、他の移動機械

国内法・行政法に従い、オペレーターは次について保証しなければならない。

- a) 十分な人数の有能なスタッフによる機械を常に順調に動かすための整備。
- b) リフトの乗車地点について、地形的な注意事項の表示も含めた適切な管理と整備。
- c) リフト待ちの行列の保護と管理。
- d) 上がりトラックの整備。
- e) トラックの危険部分の保護と、乗客が転倒(落下)した際にそれを止め、安全に滑り下りりができる手段の準備。
- f) トラック全体を見渡し、危険の警告や防止のために迅速な行動が確実にとれるようにする。
- g) オペレータースタッフには乗客を援助する義務がある。特に子供達に対してや、困っているようすがうかがえる場合、もしくは乗客から要望があった場合にはすすんで手伝うこと。
- h) リフトに乗っているときの注意事項を示した掲示板の設置。

乗客には、このような設備を使用して、トラックを普通に登れる十分な身体的および技術的能力がなければならない。さらに乗客は、基本的ルールだけではなく、オペレーターからの口頭指示や注意書きにも留意すべきである。

## E スキースクール・インストラクター・ガイド

### 1 スキースクール・インストラクター・ガイドは、スキーを安全に滑る方法を生徒に指導しなければならない。すな

わち、スキーテクニックとスキーヤーとスノーボーダーの行動規範の両方を指導することである。

### 2 スキースクールは、スキーレベルに合わせた生徒のクラス分けに責任を持つ。

- 3 スキースクール・インストラクター・ガイドは、天候や雪の状況を特に考慮に入れ、生徒が自らの能力を超えるリスクを冒すことを決して許してはならない。
- 4 インストラクターは生徒に対し、指導中であってもピステにおいては何ら特別の優先権はなく、常にスキーヤーとスノーボーダーの行動規範を尊重すべきであることを注意しなければならない。
- F スキーヤーとスノーボーダー  
他者の過失(不注意)を除き、全てのスキーヤーとスノーボーダーは自己の責任において滑る。  
スキーヤーとスノーボーダーは常にスキーヤーとスノーボーダーの行動規範を尊重しなければならない。
- G 取り消し  
この文書は、FISが以前に採択した全ての『ウィンタースポーツセンターにおける安全指導』にとって代わるものである。

#### IV スキーリフト及びチェアリフトの安全確認

スキーヤーとスノーボーダーの代表としてFISは、次のことを要請する。

- 運行中の機械の操作について、適切な人物が監視する。
- 乗降場所については、不便がないように設計し、十分なメンテナンスを行う。
- 順番待ちのスキーヤーとスノーボーダーの並べ方を考え、危険がないようにする。
- スキーコースとスロープを適切に整備する。
- コースの危険な部分を保護し、何らかの問題を抱えるスキーヤーとスノーボーダーでも安全に滑り下りることができるようとする。
- 危険の予知と防止のために、いつでも迅速な行動がとれるようにエリアを監視する。
- トラブルが起きた際や、スキーヤーとスノーボーダーから要望があった場合、運行に携わるスタッフにはそれを助ける責任がある。
- 危険を避けるために注意が必要であることをスキーヤーとスノーボーダーに知らせる標識の利用。  
さらにFISは、次のことを注意する。

スキーヤーとスノーボーダーには、メカニカルな用具を使用し、スキーコースを普通に滑るのに十分な身体的及び技術的能力がなければならない。一般的なルールの他に、スキー場所有者が独自に制定した規定もスキーヤーとスノーボーダーは尊重しなければならない。

#### V スキーヤーとスノーボーダーのためのFIS環境ルール

スキーヤーとスノーボーダーは、世界中の自然を自由に楽しんでいる。自然は動物たちの住み処であり、植物はその傷つきやすい土地で育つものである。そして自然は人間の生活を守るものである。このような手付かずの環境の中で、今後もずっとスキーとスノーボードを楽しみ続けるために、皆が責任を持って景観保全に努めなければならない。

環境と共存できるスキー、スノーボードでなければならない。よってFISは全てのスキーヤーとスノーボーダーに対し次のルールの尊重を願いたい。

- 訪れたいと思うスキーエリアの情報を集め、環境に配慮しているスキー場を選ぶ。
- 実際にスキーエリアに行く際には、バスや電車といった環境汚染を最小限に抑えることのできる移動手段を用いるなどして、自分自身も環境意識を持つこと。
- 自家用車を利用する場合、余分な空席が出ないよう相乗りをするなどの努力をすること。
- スキーエリアに到着したら、現地での移動には自家用車を使わずにスキーバスを利用すること。
- 十分な積雪のあるときだけスキーやスノーボードを楽しむこと。
- 滑走コースやルートに従うこと。
- コース上の標識等に注意を払い、閉鎖されたコースには近づかないこと。
- 滑走禁止エリア、特に樹木の茂ったエリアは決して滑らないこと。
- 保護エリアには立ち入らないこと。どんな動植物も大切にしなければならない。
- ゴミは捨てずに持ち帰ること。

(註4) コロラド州スキー安全法 33-44-103 定義(3.5)

「スキーに内在する危険リスク」とは、スキーというスポーツの一部である危険やコンディションをいい、具体的には

下記のものが含まれるがこれに限らない。

- ・気象の変化、現在もしくは変化する雪の状況、例えばアイスバーン(氷結した雪面)、ハードパック(固い圧雪)、パウダー(新雪)、パックパウダー(踏み固められた新雪)、ウインドパック(風で固められた雪)、コーン(ざらめ雪)、クラスト(表層部が氷結した雪)、スラッシュ(べた雪)、カットアップ・スノー(踏み荒らされた雪)、人工雪
  - ・雪面もしくは雪面下の状況、例えば露出箇所、下草、岩、切株、川床、崖、エクストリーム・テレイン、樹木その他の自然物及びそれら自然物との衝突
  - ・リフト支柱、標識、柱、フェンス、柵囲い、給水栓、水道管、あるいはその他の人工工作物とその一部との衝突
  - ・自然現象、またはゲレンデデザイン、人工降雪、圧雪作業による斜度や地形の変化(道路、フリースタイル・テレイン、ジャンプ台、キャットウォーク(山道)、その他地勢の変更を含む)
  - ・他のスキーヤーとの衝突
  - ・その他、スキーヤーがその能力の範囲内で滑走することができなかつたこと
- スキーに内在する危険とリスクには、C.R.S. 33-44-104(2)に規定するスキー場事業の過失は含まれない。本項の規定は、スキーリフトの使用、操業により発生した負傷については、何らスキー場事業者の賠償責任を限定するものと理解されるべきではない。

#### (註5) スノースポーツ死亡事故の類型

1989年から20年間に発生したスノースポーツ死亡事故 286件(スキー176件、スノーボード110件)のデータからみた死亡事故態様の類型

- ① 自己転倒
- ② 対物(立木に)衝突
- ③ 対物(岩・石・氷塊などに)衝突
- ④ 対物(ネット・ネット支柱に)衝突
- ⑤ 対物(リフト・照明などの支柱に)衝突
- ⑥ 対物(降雪機・建物等に)衝突
- ⑦ 対物(ロープ・竹矢来等と)交錯
- ⑧ 対人(スキーヤー・スノーボーダー・その他と)衝突
- ⑨ 転落(沢・貯水池・滝壺等)
- ⑩ 転落(駐車場・道路等)
- ⑪ 転落(コース外・崖下・ツリーウェル・ツリーホール等)
- ⑫ ジャンプ・着地失敗
- ⑬ 圧雪車・雪上車・スノーモービル事故
- ⑭ リフト事故
- ⑮ 雪崩
- ⑯ 深雪・新雪に突っ込む
- ⑰ エッジによる動脈切断
- ⑱ その他(遭難や持病による発作など)

「スノースポーツ重大(重傷・死亡)事故のデータベース作成」中央大学保健体育研究所紀要[28]pp.29-42より要約

#### (註6) リフト利用時の注意(様式1)

あなたの行動は、あなたと他の利用者全員の安全に関わっています。リフトの利用に当たっては、責任と義務をともないます。次のことを守ってください。

##### <乗車時>

- 1 リフト利用に不安な場合は、申し出て下さい。
- 2 「のりば」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
- 3 乗りそこねたら、直ぐにリフトから離れてください。

4 スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないように注意してください。

5 リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意してください。

6 ボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたんでください。

<乗車中>

1 セイフティーバーを下ろし、深く腰をかけてください。

2 乗っている時は、次のことを行わないでください

① イスを揺らすこと。

② イスから飛び降りること。

③ イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。

④ ストック等で柱などにさわること。

3 リフトが止まっても飛び降りないでください。

<降車時>

1 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進んでください。

2 降りられなかつたら、そのままイスに座っていてください。

-----  
係員の指示に従ってください。

リフト利用時の注意(様式2)

あなたの行動は、あなたと他の利用者全員の安全に関わっています。リフトの利用に当たっては、責任と義務がともないます。次のことを守ってください。

<乗車時>

1 リフト利用に不安なたは、申し出て下さい。

2 「のりば」の表示位置でスキーを正しく前に向けて待機してください。

3 乗れなかつたら、直ぐにリフトから離れてください。

4 スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないように注意してください。

5 リュック等はヒザにのせ、衣服等のヒモにも注意してください。

<乗車中>

1 深く腰をかけてください。

2 乗っている時は、次のことを行わないでください。

① イスを揺らすこと。

② イスから飛び降りること。

③ イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。

④ ストック等で柱などにさわること。

3 リフトが止まっても飛び降りないでください。

<降車時>

1 「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進んでください。

2 降りられなかつたら、そのままイスに座っていてください。

-----  
係員の指示に従ってください。

「リフト利用者の皆さま」(様式 1、2)について

(財)日本鋼索交通協会 索道事故防止委員会策定 平成 16 年 1 月 30 日通知  
摘要

① 作成仕様

字体:新ゴシックB体、100P(看板文字)

配色:黄色地に黒文字

大きさ:AO版(841mm×1189mm)を基本とする。

内容:添付見本のとおり。

② 内容については、単線自動循環式特殊索道、単線固定循環式特殊索道共通とする。但し、単線滑走式特殊索道は除く。

- ③ 読み仮名、絵表記は、そのスキー場の判断により追加するものとする。但し、絵表記を使用する場合は、この注意看板と別にして作成する。
- ④ 第1案を基本とするが、スノーボーダーが使用しない場合及びセイフティーバーの設備がない場合は、第2を参考として該当しない部分を削除する。
- ⑤ 横乗車方式のリフトは、添付見本を参考にして作成する。
- ⑥ 早い機会に本統一看板に替えておく。

(註7) コロラド州スキー安全法 33-44-103 定義(2)

「競技者」とは、現に競技または特別イベントに参加しているスキーヤーおよび競技または特別イベントのためにスキー場事業者により提供されている区域内においてトレーニングあるいは練習しているスキーヤーをいう。

(註8) 野沢温泉村スキー場安全条例 第11条(検索救助費用の弁償)

スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故により検索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。

(註9) 国土交通省大臣官房運輸安全監理官作成(平成21年6月)

鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方  
～事故・トラブルの防止に向けて～

(註10) このスキー場でスキーをなさる方へ(告知)(平成10年10月策定)

(財)日本鋼索交通協会、(財)全日本スキー連盟、(社)日本職業スキー教師協会、  
全国スキー安全対策協議会、日本スノーボード協会

このスキー場では、皆様の安全を守るために最善の努力をつくしています。皆様は次のことがらをよくご理解の上、別に定められた「スキー場の行動規則」を守って、事故のないようにしてください。(スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読み代えてください)

- 1 スキーには次のような特有の危険があることをご承知の上、これをご自分の注意により避けるようにしてください。
  - ① 雪・風・霧など、天候による危険
  - ② ガケ・凹凸など、地形による危険
  - ③ アイスバーン・雪崩など、雪の状態による危険
  - ④ 岩石・立木など、自然の障害物による危険
  - ⑤ リフト施設・建物・雪上車両など、人工の障害物による危険
  - ⑥ 他のスキーヤーとの接触による危険
  - ⑦ みずからの失敗による危険
- 2 スキー場管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所には出ないでください。
- 3 保護者の目の届かない所でのお子さまの単独行動は、お止めください。
- 4 当スキー場では、この告知およびスキー場の行動規則の無視・軽視による事故には責任を負いかねます。

-----  
以上のことがらを承認できない方は、このスキー場でのスキーをお断りします。

(註11) スキー場の行動規則(平成10年10月策定)

(財)日本鋼索交通協会、(財)全日本スキー連盟、(社)日本職業スキー教師教会、  
全国スキー安全対策協議会、日本スノーボード協会

- 1 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
- 2 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- 3 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- 4 追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない。
- 5 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
- 6 コースの中で座り込んではならない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- 7 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- 8 スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。
- 9 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキーガードの指示には従わなければならない。
- 10 事故に出あったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

(註 12) コロラド州スキー安全法 33—44—107 (7)

スキー場事業者は、スロープまたはトレイルにある給水栓、水道管、その他的人工工作物で通常の視界条件のもとで最低 100 フィートの距離から視認できないものについては、すべて注意を喚起するための標示を行い、かつ、衝突による傷害が軽減するように緩衝材で十分かつ適切に覆わなければならない。標示の方法は例えば木の柱、旗、標識などどのようなものでもよく、かかる標示がスキーヤーから 100 フィートの距離で視認でき、かつ標示自体が重大な障害にならないものであればよい。斜度あるいは地形自体の変化、また、道路、キヤツトウォークその他の地形の変化は、自然のものかコース設計によるか、あるいは人工降雪や圧雪作業によるか否かを問わず人工工作物とはみなさない。

(註 13) 「雪上車両の安全運転マニュアル」(平成元年 7 月策定、平成 12 年 10 月改定)

財団法人日本鋼索交通協会、全国スキー安全対策協議会

(註 14) 野沢温泉村スキー場安全条例第 10 条(入場の禁止等)

指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる。

(註 15) 福岡地裁行橋支部平成 10(ワ)第 150 号、損害賠償請求事件、平 14.3.5 判決、請求棄却・控訴(後 控訴棄却・上告(後 上告取り下げ)) 判例タイムズ 1133 号

「そこで、本件の場合についてこれを考へるに、前掲証拠、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、本件松の木は、被告会社の大山国際スキー場が初心者ないし初級者コースに指定したゲレンデ内に生えていること、そこは実際にも初級者の多くが利用するゲレンデであること、斜度は 10 度程度の傾斜面であり、多くの人がゆっくりとしたスピードでスキーを楽しんでいる場所であること、本件松の木の位置はゲレンデの内側に存在したこと 実が認められるが、一方で、本件松の木の位置、大きさ、その周囲の状況、そのゲレンデの具体的な利用形態(甲 29 の 1 及び 2、乙 3、乙 7、乙 23 の 1 ないし乙 25、乙 27、乙 39 ないし乙 45、乙 49 等)を見ると、本件松の木は視認可能性の高い位置に、黒色で目立つ形で、近くにある他のたくさんの松と同様に立っているものであること、とくに密集して生えているものでもないこと、通常のコース取りでもって滑走した場合に、本件松の木は、衝突しやすい位置や状態に置かれているということもないこと、初級者の多くは、本件松の木付近ではなく、山麓に向けて左側に大きく広がった部分、障害物の少ない部分を利用して いるものであること、このゲレンデでは本件事故のような重大事故は本件以前に発生したことではないこと、初級者が利用するとしても、初級者は、本件松の木ないしその付近の松の木近くの滑走を危険と判断すれば、当初からこれに近づかないような滑走すれば足り、それがとくに困難となるような状況にもなかつたとの事実が認められることか

らすると、本件松の木に防護マットを敷設せずにゲレンデ内に残しておいたことが、スキー場利用者の自己責任を越えて、それとの衝突を招くような危険を現出させていたものと言うことはできず、本件松の木については、原告らの主張するような安全措置を施す必要はなく、本件松の木に関し、被告会社の管理するスキー場の設備に欠けるところがあったとは認められない。そして、全証拠によつても、その設置管理の瑕疵があつたとの事実を認めることはできない(以上の点から、被告会社の安全措置義務違反の事実も同様に認めるることはできない。)

(註 16) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

(前文)抜粋

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)第2条5

スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

1989(平成元)年6月 29 日 制定

1994(平成6)年8月 29 日 改定

2013(平成 25)年 10 月 23 日 改定

全国スキー安全対策協議会